

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	オリックス株式会社			コード	8591
提出日	2026/5/26	異動（予定）日	2026/6/23		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外取締役の選任議案が付議されるため				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	渡辺 博史	社外取締役	○													○		有
2	程 近智	社外取締役	○													○		有
3	柳川 範之	社外取締役	○													○		有
4	柚木 真美	社外取締役	○													○		有
5	関 美和	社外取締役	○													○		有
6	細川 昭子	社外取締役	○													○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1		渡辺博史氏は、財務省の要職および株式会社国際協力銀行代表取締役総裁等を歴任し、公益財団法人国際通貨研究所理事長を務めるなど、国内外の金融および経済の専門家としての豊富な経験と深い知見、企業経営における幅広い経験と知見を有しています。現在は、指名委員会の議長として、当社の事業展開にふさわしい取締役会および執行役の陣容やサクセッションプランについての審議を主導的に行うなど、積極的な意見・提言等を行っています。指名委員会は、同氏は豊富な知識や経験等を生かし、独立した客観的な立場から、引き続き、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、社外取締役候補者となりました。同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件および当社指名委員会が定める「独立性を有する取締役の要件」を満たしています。なお、同氏が2025年6月まで理事長を務めていた公益財団法人国際通貨研究所と当社には特記すべき関係はありません。よって、同氏は一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立性を有するものと判断しています。
2		程近智氏は、アクセンチュア株式会社代表取締役社長を務め、企業経営およびデジタルビジネスにおける幅広い経験と知見を有しています。現在は、報酬委員会の議長として、連結ROE等の業績指標に連動する役員報酬の検討等、中長期インセンティブ機能を高めるための報酬体系ならびに報酬水準の審議を主導的に行うなど、積極的な意見・提言等を行っています。指名委員会は、同氏は豊富な知識や経験等を生かし、独立した客観的な立場から、引き続き、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、社外取締役候補者となりました。同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件および当社指名委員会が定める「独立性を有する取締役の要件」を満たしています。なお、同氏が2015年8月まで代表取締役社長を務めたアクセンチュア株式会社と当社との取引関係は、両社において連結売上高（当社でいうグループ連結営業収益）の1％未満です。また、同氏は当社の借入先金融機関のひとつである株式会社三井住友銀行の社外取締役ですが、同氏は同社の業務執行者ではないことから、独立性に影響を与えるものではありません。よって、同氏は一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立性を有するものと判断しています。
3		柳川範之氏は、現在、東京大学大学院経済学研究科教授を務めるとともに金融経済に関する政府機関・各種団体の審議委員を務めるなど、金融契約、法と経済学を専門とする金融経済に関する専門家として深い知見を有しています。取締役会、指名委員会の審議においては、深い学識に基づく企業戦略に関する専門的な観点から、積極的な意見・提言等を行っています。指名委員会は、同氏は豊富な知識や経験等を生かし、独立した客観的な立場から、引き続き、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、社外取締役候補者となりました。同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件および当社指名委員会が定める「独立性を有する取締役の要件」を満たしています。なお、同氏が教授を務める東京大学と当社には特記すべき関係はありません。また、同氏は株式会社しずおかフィナンシャルグループの社外取締役に就任予定です。同社の子会社である株式会社静岡銀行は当社の借入先金融機関のひとつですが、同氏は同社の業務執行者ではないことから、独立性に影響を与えるものではありません。よって、同氏は一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立性を有するものと判断しています。

4		柚木真美氏は、あらた監査法人（現PwC Japan有限責任監査法人）代表社員、PwCあらた有限責任監査法人（現PwC Japan有限責任監査法人）製造・流通・サービス部門担当執行役常務を歴任し、財務会計および監査の専門家としての深い知見を有しています。取締役会、監査委員会の審議においては、会計・財務等における多様な見地より積極的な意見・提言等を行っています。指名委員会は、同氏は豊富な知識や経験等を生かし、独立した客観的な立場から、引き続き、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、社外取締役候補者としてしました。 同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件および当社指名委員会が定める「独立性を有する取締役の要件」を満たしています。なお、同氏が所長を務める公認会計士柚木真美事務所と当社には特記すべき関係はありません。よって、同氏は一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立性を有するものと判断しています。
5		関美和氏は、外資系金融機関で日本責任者を務め、現在はESGを重視した投資ファンドのゼネラル・パートナーを務めており、金融、事業投資、ESGにおける幅広い経験と知見を有しています。取締役会、報酬委員会、監査委員会の審議においては、金融および事業投資に関する専門的な観点から積極的な意見・提言等を行っています。指名委員会は、同氏は豊富な知識や経験等を生かし、独立した客観的な立場から、引き続き、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、社外取締役候補者としてしました。 同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件および当社指名委員会が定める「独立性を有する取締役の要件」を満たしています。なお、同氏がゼネラル・パートナーを務めるMPower Partners Fund L.P.と当社には特記すべき関係はありません。よって、同氏は一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立性を有するものと判断しています。
6		細川昭子氏は、東京青山・青木法律事務所（現ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業））パートナー、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業パートナー等を歴任し、金融取引や金融規制法等の専門家としての深い知見を有しています。指名委員会は、同氏は豊富な知識や経験等を生かし、独立した客観的な立場から、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、新たに社外取締役候補者としてしました。 同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件および当社指名委員会が定める「独立性を有する取締役の要件」を満たしています。なお同氏は現在、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業のパートナーを務めていますが、同事務所と当社の間に顧問契約はありません。また、取引額は同事務所と当社のいずれにおいても連結売上高（当社というグループ連結営業収益）の1％未満です。よって、同氏は一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立性を有するものと判断しています。

4. 補足説明

1. 指名委員会は、「独立性を有する取締役の要件」を以下のとおり定めており、社外取締役候補者は全員この要件を満たしています。 (1) 現在および過去1年間において、オリックスグループの主要な取引先（※）または主要な取引先の執行役等（業務執行取締役を含む。以下同じとする。）もしくは使用人に該当しないこと。 （※）「主要な取引先」とは、直近事業年度およびこれに先行する3事業年度のいずれかの事業年度において、その者とオリックスグループとの取引額が、オリックスグループまたはその者のいずれかの連結総売上高（オリックスグループの場合は連結営業収益）の2％または100万米ドルに相当する金額のいずれか大きい額以上である者をいう。 (2) 直近事業年度およびこれに先行する3事業年度のいずれにおいても、オリックスグループから、取締役としての報酬以外に高額（年間10百万円以上）の報酬を直接受け取っている者でないこと。また、現在および過去1年間において、コンサルタント、会計専門家、法律専門家として所属する法人等がオリックスグループから、高額（連結営業収益（または連結総売上高）の2％または100万米ドルに相当する金額のいずれか大きい額以上）の報酬を受け取っていないこと。 (3) 現在、当社の大株主（発行済株式総数の10％以上を保有する株主）、またはその利益を代表する者でないこと。 (4) 直近事業年度およびこれに先行する3事業年度のいずれにおいても、当社との間で、取締役の相互兼任（※）の関係がある会社の執行役等に該当しないこと。 （※）「取締役の相互兼任」とは、本人が執行役等として所属する会社において、当社または当社の子会社の執行役等が当該会社の取締役就任している場合において、本人が当社の社外取締役に就任する場合を指す。 (5) オリックスグループから高額（過去3事業年度の平均で年間10百万円以上）の寄付または助成を受けている組織（公益社団法人、公益財団法人、非営利法人等）の理事（業務執行に当たる者に限る。）その他の業務執行者（当該組織の業務を執行する役員、社員または使用人をいう。）に該当しないこと。 (6) 直近事業年度およびこれに先行する3事業年度のいずれにおいても、オリックスグループの会計監査人または会計参与である公認会計士（もしくは税理士）または監査法人（もしくは税理士法人）の社員、パートナーまたは従業員であって、オリックスグループの監査業務を実際に担当（ただし、補助的関与は除く。）していた者に該当しないこと。 (7) その親族（※）に、以下に該当する者がいないこと。 ①過去3年間においてオリックスグループの執行役等または執行役員等の重要な使用人であった者。 ②前記（1）から（3）、（5）および（6）の各要件に該当する者。ただし、（1）については、使用人の場合には執行役員である者に限り、（2）の第二文については、当該法人等の社員またはパートナーである者に限り、（6）については執行役等またはオリックスグループの監査を直接担当する使用人に限る。 （※）「親族」とは、配偶者、二親等以内の血族・姻族、またはそれ以外の親族で当該取締役と同居している者をいう。 (8) その他、取締役としての職務を執行する上で重大な利益相反を生じさせるような事項または判断に影響を及ぼすおそれのあるような利害関係がないこと。 2. 柚木真美氏の戸籍上の氏名は、加藤真美です。
--

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
 - 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
 - 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
 - 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。
- ※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。